

『保健医療社会学論集』著作権譲渡についての覚書

1. 日本保健医療社会学会（以下「本学会」とする）総会（2006年5月14日）の決議により、『保健医療社会学論集』（以下「本誌」とする）にて発表された論文等のすべての著作物について、その著作権（公衆送信権を含む）は本学会に譲渡されるものとします。この著作権譲渡により、著者の論文を印刷媒体あるいは電子媒体で複製する許諾の要請について、市場の動向および各国の著作権法の関連部分の改訂に応じて適法に取り扱われること、および、権利侵害から著者および発行者双方の権利を保護しながら、本誌を可能な限り広範に流通させることが保証されます。
2. 本学会は、著作権法の規定を遵守して、論文が発表される際に、著者名を表示し、その他の著作者人格権を尊重します。著作者人格権は本学会に移転せず、本学会はその管理権限を有せず保全管理の義務を負いません。
3. 著作権は譲渡されますが、著者は、将来自らの論集において当該著作物を無料で利用する権利を留保します。ただし、本誌（『保健医療社会学論集』）での先行発表を承認すること、および著作権者である本学会に事前に通知をすることを条件とします。
4. 著者は、著者自身の講義および研究の目的で、自身の論文を複写したり電子メールやFAXによって配布したりホームページに掲載することができます。ただしその場合には、(a) 複写物を転売してはならず、(b) 論文の全文複写・部分複写を問わず、全ての複写物（ホームページへの掲載の場合は当該ホームページ上）に出典（『保健医療社会学論集』）および著作権者（日本保健医療社会学会）を明記しなくてはなりません。
5. 著者抄録および本文に関してデータベース・サービスにより著作権使用料が生ずる場合にはそれを学会に寄付していただくこととし、学会は総会においてその会計報告を行います。
6. 論文を商業的な目的で再録する許諾を本学会が第三者に与える場合は、事前に著者の同意を求めます（ただし、本学会に対して届出のあった最新の住所に書面を送付してから30日以内に著者から応答がない場合には、同意があったものとします）。許諾に際して第三者から支払われる著作物利用料については、著者が受領するものとし、共著の場合には、さしあたり第一著者に対して支払います。共著の場合の内部分配については、本学会は関知しません。
7. 著者以外の者（例えば、著者の雇用主）が著作権者である場合には、著者は著作権者に対し、第三者に対して再録を許諾する権限を、本誌の出版社に対して非独占的に許諾させるものとします。かかる再録要請の処理は上掲第6項にしたがって行われ、全ての通知は著者に宛てて行われます。著者は、著作権者を代理して当該通知を受けるために必要な権限を著作権者から得ておくものとします。なお、第三者から支払われた著作物利用料金を著者と著作権者との間でどのように分配するかについては、両者の判断に任せるものとします。

以上

『保健医療社会学論集』著作権譲渡承諾書

氏名：

住所：

論文題目：

『保健医療社会学論集』への論文掲載にあたり、上記覚書に同意します。

署名：_____

日付：_____

(1部、コピーをお手元にお持ちください。)